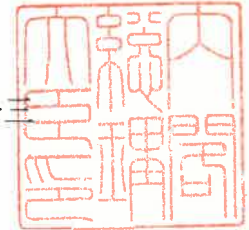




府益担第 569 号
平成29年 6月12日

法人の名称 公益社団法人日本薬理学会
代表者 赤池 昭紀 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年 6月12日 から 平成34年 6月11日 まで